

議案第11号

佐野市国際クリケット場条例の改正について

佐野市国際クリケット場条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和4年2月25日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市国際クリケット場条例の一部を改正する条例

佐野市国際クリケット場条例（平成28年佐野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「スポーツ立市」を「スポーツ」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

佐野市国際クリケット場の設置の目的を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 1 1 号参考資料

佐野市国際クリケット場条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 クリケットの普及、スポーツツーリズム（本市へのスポーツのための旅行及びその周辺の地域における観光、スポーツを支える者との交流、旅行者が主体的にスポーツに親しむことができる環境の整備並びに国際競技大会等の招致を推進することをいう。以下同じ。）等により本市の<u>スポーツ立市</u>の推進に寄与するため、国際クリケット場（以下「クリケット場」という。）を設置する</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 クリケットの普及、スポーツツーリズム（本市へのスポーツのための旅行及びその周辺の地域における観光、スポーツを支える者との交流、旅行者が主体的にスポーツに親しむことができる環境の整備並びに国際競技大会等の招致を推進することをいう。以下同じ。）等により本市の<u>スポーツ</u>の推進に寄与するため、国際クリケット場（以下「クリケット場」という。）を設置する。</p>